平成２３年（フ）第１２８号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本81番地２
債務者　渡辺　一夫
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７０１号
名古屋市昭和区桜山町４丁目68番地　桜山ハイツ103号
債務者　長村　良市
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０２号
名古屋市昭和区桜山町４丁目68番地　桜山ハイツ103号
債務者　長村　和子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２２号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｄ―907号　中富住宅
債務者　本田亜由美
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６０号
熊本市幸田１丁目１番13号
債務者　下田かおり
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７３号
熊本市植木町大和19番地10
債務者　牛島　憲治
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９０号
熊本市海路口町2525番地
債務者　奥畑多喜雄
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０９号
熊本市月出４丁目２番12―202号
債務者　渡邊喜久美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１５号
熊本市萩原町12番25号
債務者　大塚　智隆
１　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０６０４号
東京都江戸川区南葛西６丁目５－１
債務者　松尾　春江
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６１１号
埼玉県和光市白子２丁目14―55　第３コーポふじみ107
債務者　藤原　新也
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６７号
東京都大田区東雪谷１丁目31―18　ル・ビラージュ洗足池Ｂ202
債務者　工藤　義幸
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６７４号
東京都葛飾区青戸３丁目37番６―401
債務者　渡邉佐代子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６９２号
東京都台東区東上野６丁目27―10―202
債務者　伊藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０１号
東京都足立区関原２丁目９―14―201
債務者　増田　一彦
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０７号
東京都清瀬市野塩５丁目280―３―106
債務者　増永美千代（旧姓八十川）
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部